

## 第8回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年4月20日（月）  
午後3時00分から  
場所 大会議室

### 1 開会

### 2 本部長あいさつ

### 3 協議事項

- (1) 県の緊急事態措置等に対する本市の対応について
- (2) 緊急事態宣言に伴う今後の職員体制について
- (3) 児童福祉施設の感染拡大防止措置について
- (4) 誘客施設の対応について
- (5) 屋外体育施設の使用制限について

### 4 その他

### 5 閉会

(協議事項)

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
-----------------------------

2. 4. 20
----------

指揮本部 (危機管理部)
--------------

## 県の緊急事態措置等に対する本市の対応について (案)

### 1 趣旨

4月16日の政府の緊急事態宣言を受け、長野県の対策本部で決定した「長野県の緊急事態措置等」に基づき、5月6日までの間、市民及び事業者に対する感染拡大防止のための県の県民への要請に協力するものです。

なお、現時点において松本圏域の発生段階区分は「レベル2」を継続しています。

### 2 これまでの経過

- 4. 7 政府が7都道府県を対象区域として緊急事態宣言を发出  
特措法に基づいた対策本部を本市に設置
- 1 4 県対策本部会議にて、松本圏域における発生段階区分をレベル2に  
引き上げ
- 1 6 政府が「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大
- 1 7 長野県が「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置  
等」を要請
- 1 9 松本保健所管内において50代男性の感染症患者を確認

### 3 本市の対応について

- (1) 県からの要請に協力して、市民、事業者向けに以下内容について市として周知  
します。なお、市民向けの周知については、市で従来から呼びかけている内容と  
合わせて実施します。

#### ア 市民向け

(ア) 「徹底した外出自粛の要請」の周知

生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと

(イ) 「県域をまたいだ移動自粛の要請」の周知

大型連休を含む県域をまたいでの移動や旅行の自粛

#### イ 事業者向け

(ア) 一般の事業所における感染防止策の徹底等の依頼の周知

一般の事業所への出勤職員の抑制、職場における人の密度を下げる等の  
感染防止策徹底

(イ) 飲食店やスーパーマーケットにおける感染防止策の徹底等の依頼の周知

客同士の間隔を空ける、宅配やテイクアウトの積極的導入等の感染防止  
対策の強化

- (2) 周知方法

当面、HP・マスコミ報道によるものとします。

(協議事項)

## 緊急事態宣言に伴う今後の職員体制について

### 1 趣旨

政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受けて、同宣言に基づく長野県知事の外出自粛要請が発動されたため、本市としても、時差出勤、テレワーク及び休暇の取得等、早急に柔軟な勤務体制を確保する必要があります。

また同時に、新型コロナウイルス対応により、強化・拡充する業務及び新たに生じる業務に向けての体制づくりも求められています。

今後これらに対応するため、所属長宛にBCPの必要人数等の再精査、時差出勤の可否及びテレワーク（在宅勤務等）の可否について調査を依頼し、職員の勤務体制について見直し・調整を図るものです。

### 2 現状

- (1) 庁舎の狭隘化により、職員間の距離が近い。
- (2) 健康づくりや危機管理等の分野で業務量が増えている。

### 3 調査事項

- (1) (D業務（休止業務）を除いた上で) 業務を遂行するため最小限必要な人数  
(1日当たり)

※ C（縮小業務）の一部についても休止することができないか改めて精査

- (2) 業務の強化・拡充により新たに必要となる人数（1日当たり）
- (3) 新たに発生する又は発生している業務により必要となる人数（1日当たり）
- (4) 時差出勤の可否
- (5) テレワーク（在宅勤務等）の可否

### 4 今後の対応

- (1) 時差勤務の実施
- (2) 週休日の振替や年次有給休暇取得を積極的に推進
- (3) テレワーク（在宅勤務）の運用の検討
- (4) 各課が所掌する業務ごとに、強化拡充、継続、縮小、休止の必要性を再精査し、強化拡充業務については、部局横断的な調整を行い、体制強化を検討

(協議事項)

屋外体育施設の使用制限について

1 趣旨

国が、緊急事態宣言を全都道府県に広げたことに伴い、長野県が体育施設についてレベル3の対応としたことから、本市の屋外体育施設の使用制限の対応について協議するものです。

2 現状

屋内施設については、全て使用休止。屋外施設については、入場制限等を付して貸館を継続しますが、施設に付随する会議室等（諸室）の利用は休止としています。また、新規予約は、当面の間行いません。

3 今後の方針

当面の間、屋内外の体育施設について使用を休止します。（一部の無料施設を除く。）

※予約済み施設も含む。